

事 務 連 絡  
令和元年（2019年）6月28日

介護保険サービス事業所 管理者 様  
（ 大津市内を除く ）

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長

### 令和元年度介護職員等特定処遇改善加算の計画書等の届出について

平素は、介護保険行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」こととされ、これを受けて令和元年10月より介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）が創設されます。つきましては、令和元年10月のサービス提供分から特定加算の適用を受けるためには、令和元年8月30日（算定を受ける前々月の末日）までに計画書等を提出していただく必要があります。

特定加算の事務処理手順等の詳細については、別添の「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成31年4月12日老発0412第8号「厚生労働省老健局長通知」）等をご確認いただきますようお願いいたします。

また、計画書とは別に、特定加算算定のための体制届の提出も必要となりますので、あわせて提出をお願いします。

### 記

#### 1 提出書類および添付書類

「（参考様式）介護職員等特定処遇改善計画書チェック表」のとおり

※計画書とは別に、特定加算を算定するための体制届（介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）、介護給付費算定届連絡先（共通様式））もあわせて提出してください。

#### 2 提出期限

令和元年8月30日（金）必着

※計画書の提出がない場合、令和元年10月から特定加算は算定できません。

※11月以降の算定を希望する場合は、算定希望月の前々月の末日までに計画書を提

出してください。

### 3 特定加算の算定の対象となる事業所

現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを算定している事業所

※特定加算Ⅰの算定を希望する場合は、現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかの算定に加えて、さらに「介護福祉士の配置等要件」として、サービス提供体制強化加算の最も上位の区分（訪問介護にあっては特定事業所加算ⅠまたはⅡ、特定施設入居者生活介護等にあってはサービス提供体制強化加算Ⅰイまたは入居継続支援加算、介護老人福祉施設等にあってはサービス提供体制強化加算Ⅰイまたは日常生活継続支援加算）を算定していることが必要です。

### 4 提出先・問い合わせ先

計画書については、法人が複数の介護サービス事業所等を有する場合は一括して作成することができますが、提出については各事業所等を所管する届出先（別紙）ごとに行ってください。なお、問い合わせ先についても届出先と同じです。

### 5 提出書類の様式・厚生労働省老健局長通知等の掲載先

提出書類の様式等については、県ホームページに掲載しております。

ホーム > 一般の方 > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉・介護 > 許認可・申請・届出 > 介護職員等特定処遇改善加算について

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/305438.html>

### 6 賃金改善実施期間について

原則4月（令和元年度にあっては10月。年度の途中で加算を取得する場合は、当該加算を取得した月）から翌年3月までの期間です。

### 7 賃金改善方法の周知について

特定加算の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について、「介護職員等特定処遇改善計画書」や情報の公表制度等を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知願います。

また、介護職員から特定加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答願います。

### 8 実績報告について

現行の処遇改善加算と同様に、特定加算についても、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書の提出が必要です。詳細については、また改めてお知らせします。

(別紙)

事業所等の所在地	サービス種類	届出先
大津市	居宅サービス等 施設サービス 地域密着型サービス	全て 大津市介護保険課
草津市・栗東市・守山市・野洲市	居宅サービス等 施設サービス 地域密着型サービス	滋賀県医療福祉推進課 " 事業所等の所在する市町
甲賀市・湖南市	居宅サービス等 施設サービス 地域密着型サービス	甲賀健康福祉事務所 滋賀県医療福祉推進課 事業所等の所在する市町
近江八幡市・東近江市・竜王町・日野町	居宅サービス等 施設サービス 地域密着型サービス	東近江健康福祉事務所 滋賀県医療福祉推進課 事業所等の所在する市町
彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町	居宅サービス等 施設サービス 地域密着型サービス	湖東健康福祉事務所 滋賀県医療福祉推進課 事業所等の所在する市町
長浜市・米原市	居宅サービス等 施設サービス 地域密着型サービス	湖北健康福祉事務所 滋賀県医療福祉推進課 事業所等の所在する市町
高島市	居宅サービス等 施設サービス 地域密着型サービス	高島健康福祉事務所 滋賀県医療福祉推進課 高島市

大津市：077-528-2753 甲賀健康福祉事務所：0748-63-6111 東近江健康福祉事務所：0748-22-1253  
湖東健康福祉事務所：0749-21-0281 湖北健康福祉事務所：0749-65-6661 高島健康福祉事務所：0740-22-2505  
滋賀県医療福祉推進課 介護施設指導係／在宅介護指導係：077-528-3523

(具体的なサービス)

各サービスの介護予防サービスを含む。

サービス種類	サービス名
居宅サービス等	訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護（介護老人福祉施設併設型を除く）、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設（短期入所療養介護を含む）
施設サービス	介護老人福祉施設（併設短期入所生活介護を含む）、介護療養型医療施設（併設短期入所療養介護を含む）、介護医療院（併設短期入所療養介護を含む）
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護

※地域密着型サービスの場合、他市町による指定の場合にも当該他市町に届出を行う必要があります。